

岐阜県公報

第 六 百 十 八 号
令 和 七 年 八 月 二 十 九 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則	(管 財 課) 三九一
国際たぐみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則	(労 働 雇 用 課) 三九二
岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則	(同) 三九二

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地 域 福 祉 課) 三九三
指定医療機関の廃止の届出	(同) 三九三
指定医療機関の名称の変更の届出	(同) 三九三
指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出	(同) 三九四
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(砂 防 課) 三九五
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(同) 三九四
県営土地改良事業計画の決定	(農 地 整 備 課) 三九五

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 七 年 八 月 二 十 九 日

規 則

岐阜県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令 和 七 年 八 月 二 十 九 日

岐 阜 県 知 事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十九号

岐阜県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の職務発明等に関する規則（昭和五十三年岐阜県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、総務部長をもつて充てられる委員が会長の職務を代理する。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 審査会は、会長（前条第四項又は第五項の規定により職務を代理する者を含む。以下同じ。）、副会長（同条第四項の規定により職務を代理する者を除く。以下同じ。）及び委員（同条第五項の規定により職務を代理する者を除く。以下同じ。）の二分の一以上の出席がなければ開くことができない。

第二十一条第三項中「出席者」の下に「（会長を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十号

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則

国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「次号」の下に「に該当する者及び第三号」を加え、「所得割」を「所得割額（政令指定都市に市民税を納税している場合にあつては、当該額に四分の三を乗じた額）」に改め、同条第二号中「大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第九條第三項」を「省令第九條第二項」に、「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号以下「省令」という。）第九條第二項に規定する者のうち、特に優れた者であつて三人以上の子等（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二條第三項に規定する子等をいう。以下同じ。）の生計を維持する者に生計を維持されている子等であるもの

第六條第一項中「前條第一号」の下に「及び第二号」を加え、同條第二項中「前條第二号」を「前條第三号」に改め、同項ただし書を削り、同項の表四の項を削る。

第八條第一項第五号並びに第十條第一項及び第五項中「第五條第二号」の下に「及び第三号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校条例施行規則の規定（授業料の免除に係る部分に限る。）は、令和七年度分の授業料から適用する。

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十一号

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則（平成二十三年岐阜県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号中「次号」の下に「に該当する者及び第三号」を加え、「所得割」を「所得割額（政令指定都市に市民税を納税している場合にあつては、当該額に四分の三を乗じた額）」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第九條第三項」を「省令第九條第二項」に、「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号以下「省令」という。）第九條第二項に規定する者のうち、特に優れた者であつて三人以上の子等（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二條第三項に規定する子等をいう。以下同じ。）の生計を維持する者に生計を維持されている子等であるもの

第五條第一項中「及び第三号」を「第二号及び第四号」に改め、同條第二項中「前條第一項第二号」を「前條第一項第三号」に改め、同項ただし書を削り、同項の表四の項を削る。

第七條第一項第五号中「第四條第一項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同項第六号中「第四條第一項第三号」を「第四條第一項第四号」に改める。

第九條第一項及び第五項中「第四條第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。別記第一号様式、別記第三号様式及び別記第四号様式中「第 4 条第 1 項第 3 号」を「第 4 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の規定（授業料の免除に係る部分に限る。）は、令和七年度分の授業料から適用する。

告 示

岐阜県告示第三百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年八月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
てらしまクリニク	美濃市二九三一一	令和七・七・一
ひだ在宅クリニック丹生川出張所	高山市丹生川町方八八番地	令和七・八・一
水の杜 歯科	大垣市高屋町一丁目二五番地フジビル二F	令和七・七・一
ケンデンタルクリニック岐阜モレラ院	本巣市三橋一〇〇モレラ岐阜一階	同
さつき薬局	大垣市世安町二丁目六八三	同
じゃいけ薬局	海津市平田町三郷八九一番地一	同
サンファーマシー養老薬局	養老郡養老町押越五四四二	同
だん調剤薬局	美濃市二九三一一〇	令和七・七・八
静里しいのみ薬局	大垣市松町字坂井一四八八番地三	令和七・八・一

岐阜県告示第四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年八月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大橋クリニク	各務原市鵜沼各務原町五一七一	令和七・三・三
てらしまクリニク	美濃市段町一一八二	令和七・六・三〇
水の杜 歯科	大垣市高屋町一 二五フジビル二F	同
子 安 薬 局	大垣市鶴見町一一五	令和七・二・二八
さつき薬局	大垣市世安町二 六八三	令和七・六・三〇
じゃいけ薬局	海津市平田町三郷八九一番地一	同
サンファーマシー養老薬局	養老郡養老町押越五四四二	同
だん調剤薬局	美濃市段町一一八一	令和七・七・七

岐阜県告示第四百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出が

あつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年八月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

新 名 称 所 在 地 変 更 年 月 日
 新 土井耳鼻咽喉科 関分院
 旧 石原耳鼻咽喉科医 院
 関市西福野町二丁目一五七 令和七・七・一五

岐阜県告示第四百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年八月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

同 株式会社 やさか 同 同
 居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
 小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護
 介護予防多機能型居宅介護
 指定年月日
 令和七・五・一

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者の主たる事務所の所在地
 訪問看護ステーション等の名称
 訪問看護ステーション等の所在地
 変 更 年 月 日

株式会社みかさ 新 山県市高富五九七番地一
 旧 山県市梅原六二二番地三
 みかさ訪問看護ステーション
 令和六・一〇・一

新 山県市梅原六二二番地三
 旧 山県市梅原六二二番地三
 山県市梅原六二二番地三

岐阜県告示第四百三二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和七年八月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

同 同 同
 居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の所在地
 小規模多機能型居宅介護 小規模多機能ホームD.O.愛
 指定年月日
 令和七・五・一

岐阜県告示第四百四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項
の規定により告示する。

令和七年八月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ
線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の
図に示すとおりとする。）

河岐堀	小井戸	一五八五番一	一号
	小山	一六三八番一	二号から五号まで
		一六三四番一	六号
		一六四五番一	七号
		一六四一番	八号
	小井戸	一五八二番六	九号
		一五八四番一	十号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務
所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第八十七条第一
項の規定により、次の県営土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公
示し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五

日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の
翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する
者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和七年八月二十九日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営経営体育成基盤整備事業

地区名 三ツ石地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和七年八月二十九日から

令和七年九月十八日まで

令和七年八月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社